

京都市立絵画専門学校本科卒業生に対する小学校教員無試験検定による  
小学校図画専科正教員免許状の授与に関する史料

遠藤健治

美作大学・美作大学短期大学部紀要（通巻第68号抜刷）

論文

京都市立絵画専門学校本科卒業生に対する  
小学校教員無試験検定による小学校図  
画専科正教員免許状の授与に関する史料

Historical Materials on the Granting of Regular Teaching Certificates  
without an Examination for the Special Course in Elementary School  
Drawing for Graduates of the Kyoto City Technical School of Art

遠藤 健 治

キーワード：戦前京都府、小学校教員無試験検定、小学校教員無試験検定標準、小学校図画専科正教員

はじめに

戦前京都府における小学校教員無試験検定認定校<sup>1</sup>など卒業生に対し、いかにして無試験検定受検の資格が付与されたのか、あるいは無試験検定により免許状が授与されたのかという問いは、同府における師範学校以外の多様な小学校教員界への参入経路を探るためにも解明しなければならぬ課題である。もともと、そうした課題に関する先行研究は、管見によるならば、井上恵美子による『論稿』<sup>2</sup>が唯一である。ただし、井上も、たとえば京都市立絵画専門学校本科<sup>3</sup>については、認定校との相違を指摘しながらも、京都府小学校教員無試験検定内規<sup>4</sup>において京都市立美術工芸学校絵画科および図案科と同様の取り扱いがなされたことに照らし、同校と同じく文部省の認可により、

その卒業生に対し、小学校図画専科正教員（以下、小図専正）無試験検定受検の資格が付与されたと推測することとまっている。それは、史料の乏しさゆえであろう。しかし、筆者は、京都府立京都学・歴史館における史料調査<sup>5</sup>をとおり、絵画専門学校本科卒業生に対する無試験検定による小図専正免許状の授与に関する史料を発見した。

具体的には簿冊名『教員検定免許』（請求番号大〇三―〇四八―〇〇二）が所収する件名「小学校教員無試験検定ニ関シ京都市長ニ通牒ノ件」にある（一）「小学校教員無試験検定ニ関シ京都市長ニ通牒ノ件（一九一四年六月一七日起案）」、（二）「小学校教員無試験検定標準中追加ノ件（一九一四年六月三日起案）」、（三）「小学校専科正教員免許状授与ノ義ニ付伺（一九一四年五月一六日申請）」、（四）『京都市立絵画専門学校規則（発行年月日など不明）』、（五）「小学校教員無試験検定標準（発行年月日など不明）」という五点の史料である。そこで、本稿は、右のうち（四）を除く四点の史料を時系列に紹介することにより、絵画専門学校本科卒業生に対し、いかにして無試験検定により小図専正免許状が授与されたのかを解明することをとおり、今後戦前京都府における師範学校以外の多様な小学校教員界への参入経路を探るための一助としたい。

一、「小学校専科正教員免許状授与ノ義ニ付伺（一九一四年五月一六日申請）」

本史料は、一九一四（大正三）年五月一六日、京都市長井上密が京都府知事大森鐘一に提出した絵画専門学校本科卒業生に対する無試験検定による小図専正免許状の授与に関する申請書である。市長は、後述する京都府小学校教員検定委員会<sup>6</sup>における審議に資するため、あわせて『京都市立絵画専門学校規則（発行年月日など不明）』も提出した。なお、史料中にある「文部省令第二四八号」は、「文部省告示第二四八号」の誤りである。これは、「実業学校ノ教員タルコトヲ得ル者」などの具体的な卒業学校名などを列記するものであり、



ヨリ其儀ヲ容レ第五條第九號ノ次ニ左ノ通追加セントス

一〇、京都市立絵画専門学校本科卒業生ニシテ在学中教育学并ニ教授法ヲ学修シタル者ニ就キテハ図画科

そして、前述のとおり、史料中にある「別紙標準」である「小学校教員無試験検定標準（作成年月日など不明）」もあわせて紹介する。

小学校教員無試験検定標準

第一條 小学校本科正教員無試験検定ニ於テ合格ト認ムベキモノ左ノ如シ

一、高等師範学校女子高等師範学校本科卒業生  
二、他府県小学校本科正教員免許状所有者

但シ必須ノ全学科目ヲ具備セリト認ムベキモノ又ハ適當ノ方法ニヨリ其不足学科ヲ補修シタル経歴アル者ニ限ル

三、元高等師範学科及中等師範学科卒業生

四、中学校卒業生若クハ高等女学校本科卒業生ニシテ一ケ年以上小学校教員勤務ノ経歴ヲ有シ成績佳良ニシテ且適當ノ方法ニヨリ教育科音楽科ヲ学修シタル者

五、高等女学校専攻科卒業生  
但在学中音楽科ヲ学修シタルモノニ限ル

第二條 尋常小学校本科正教員無試験検定ニ於テ合格ト認ベキモノ左ノ如シ

一、他府県尋常小学校本科正教員免許状所有者  
但必須ノ全科目ヲ具備セリト認ムベキモノ又ハ適當ナル

方法ニ依リ其不足学科ヲ補修シタル経歴アルモノニ限ル  
二、元初等師範学科卒業生

三、元小学校中等全科ノ教員免許状ヲ有スル者

四、中学校卒業生若クハ高等女学校本科卒業生ニシテ一ケ年以

上小学校教員勤務ノ経歴ヲ有シ成績佳良ニシテ且適當ノ方法ニ依リ教育科ヲ学修シタル者

五、高等女学校補修科卒業生  
但シ教育科ヲ修メタルモノニ限ル

第三條 小学校准教員無試験検定ニ於テ合格ト認ムベキモノ左ノ如シ

一、尋常小学校本科正教員免許状所有者  
但必須ノ全科目ヲ具備セリト認ムベキモノ又ハ適當ナル

方法ニ依リ其不足学科ヲ補修シタル経歴アルモノ  
二、他府県小学校准教員免許状所有者

但必須ノ全科目ヲ具備セリト認ムベキモノ又ハ適當ナル方法ニ依リ其不足学科ヲ補修シタル経歴アルモノ

三、中学校卒業生若クハ高等女学校本科卒業生ニシテ一ケ年以上小学校教員勤務ノ経歴ヲ有シ成績佳良ニシテ且適當ノ方法ニ依リ教育科ヲ学修シタルモノ

第四條 尋常小学校准教員無試験検定ニ於テ合格ト認ムベキモノ左ノ如シ

一、他府県尋常小学校准教員免許状所有者  
但必須ノ全科目ヲ具備セリト認ムベキモノ又ハ適當ナル

方法ニ依リ其不足学科ヲ補修シタル経歴アルモノ  
二、元小学校簡易科又ハ元初等科教員免許状所有者

第五條 専科正教員無試験検定試験ニ於テ合格ト認ムベキモノ左ノ如シ

一、文部省直轄諸学校ニ於テ某科目ニ関シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタルモノニ就キテハ其学科

二、師範学校中学校高等女学校某科目ノ教員免許状ヲ有スルモノニ就キテハ其学科目

三、京都市美術工芸学校絵画科卒業生ニ就キテハ図画科

四、高等女学校本科及実科（技芸専修科ヲ含ム）卒業生実科高等女学校卒業生ニ就キテハ裁縫科

五、中学校ト同等以上ト認メラレタル甲種農業学校卒業生ニ就  
キテハ農業科

六、同上甲種商業学校卒業生ニ就キテハ商業科及英語科

七、中学校卒業生ニ就キテハ英語科

八、他府県小学校専科正教員免許状所有者ニ就キテハ其免許学  
科

九、高等女学校本科及実科（修業年限三ヶ年以上ニシテ裁縫ヲ  
主トスル技芸専修科ヲ含ム）卒業生実科高等女学校卒業生  
ニシテ在学中教育学并ニ裁縫教授法ヲ学修シタルモノニ就  
キテハ裁縫科

第三号乃至第七号ニ掲クルモノニ就キテハ一ヶ年以上小学  
校教員勤務ノ経歴ヲ有シ成績佳良ニシテ且適當ナル方法ニ  
依リ教育学大要ヲ修メタルモノナルコトヲ要ス

第六条 出願学科以外ノ資格ヲ有スルモノト雖モ検定ハ出願ノ科目ニ  
止ムルモノトス

三、「小学校教員無試験検定ニ関シ京都市長ニ通牒ノ件（一九一四年  
六月一七日起案）」

本史料は、小学校教員検定委員会において、右の小学校教員無試験  
検定標準の改正案が決議されたことを受け、一九一四（大正三）年六月  
一七日、学務課が起案した内務部長から市長に対する通知案である。  
本通知案は、決裁のうえ、六月二五日に通知された。なお、史料中に  
「小学校教員検定委員会ニ於テ別紙ノ通議決」とあるように、学務課  
は、通知案の起案に際し、決裁を経た前掲の起案書も添付した。

小学校教員無試験検定ニ関シ京都市長ニ通牒ノ件

京都市立絵画専門学校本科卒業生ニシテ在学中教育学并教授法ヲ学修  
シタル者ニ就キテハ無試験検定ニヨリ図画専科正教員免許状授与ニ関  
シ京都市長ヨリ伺出候処小学校教員検定委員会ニ於テ別紙ノ通議決候

ニ付テハ左案通牒可相成哉

案

客月十六日付学第六七七号ヲ以テ貴市立絵画専門学校本科卒業生ニシ  
テ在学中教育学并ニ教授法ヲ学修シタル者ニ対シ小学校図画専科正教  
員免許状授与方向伺出相成候処右無試験検定出願ノ場合ハ詮議可相成候  
条御了知相成度此段及通牒候也

年月日

部長名

宛

おわりに

以上、本稿は、京都府立京都学・歴史館が所蔵する絵画専門学校本  
科卒業生に対する無試験検定による小図専正免許状の授与に関する史  
料を紹介した。これは、今後戦前京都府における師範学校以外の多様  
な小学校教員界への参入経路を探る一助となることを目的とするもの  
であった。もっとも、たとえば註りに於いて簡単に考察したように、  
そもそも小学校教員無試験検定内規と小学校教員無試験検定標準との  
相違の解明など、本稿には未解明の課題も残されている。ただし、そ  
うした課題を承知しつつも、本稿は、これまで文部省により小図専正  
無試験検定受検の資格が付与されたと推測されてきた絵画専門学校本  
科卒業生が、京都府への申請および認可をもって、無試験検定により  
小図専正免許状が授与されたことを明らかにする史料を紹介すること  
ができた。なお、こうした申請および認可の手続きは、本稿では言及  
しなかったものの、美術工芸学校卒業生についても同様であった。同  
校卒業生に対する無試験検定による小図専正免許状の授与に関する史  
料<sup>10</sup>は、後日稿を改めて紹介することとしたい。

註

1 本稿は、小学校教員無試験検定認定校を「卒業生に対して学校単位で無試験検定の受検資格が付与された学校」と定義づける。こうした「小学校教員無試験検定認定校」の定義は、井上恵美子『小学校教員無試験検定認定校』の全国的動向（日本教育学会第七六回大会ラウンドテーブルP配付資料）、二〇一七年、一頁を参考としている。

2 井上恵美子『小学校教員無試験検定認定校』認定に関する研究——京都府における審査過程を中心に——（『フェリス女学院大学文学部紀要』五五、二〇一〇年）。

3 京都市立絵画専門学校本科は、一九〇九（明治四二）年、「日本絵画ヲ攻究セントスル者又ハ中等学校図画教員タラント欲スル者ニ高等ノ技術及学理ヲ教授スル」ことを目的として、予科（修業年限二年）、本科（三年）、研究科（二年）、別科（三年）をもって創設された。本稿が検討対象とする本科へは、中学校卒業生などを入学資格とする予科修了者などが入学した。そして、一九四五（昭和二〇）年には京都市立美術専門学校、一九五〇（昭和二五）年には京都市立美術大学となり、現在に至る（京都市立芸術大学百年史編纂委員会『百年史 京都市立芸術大学』京都市立芸術大学、一九八一年、一九一、一九五—一九六頁）。

4 小学校教員無試験検定内規とは、小学校教員免許状ごとに無試験検定への出願条件を整理した道府県小学校教員検定委員会による行政内部文書である。

5 井上恵美子、前掲註1、四—五頁。

6 同館における調査方法については、拙稿「戦前京都府において、私立学校卒業生は、小学校教員無試験検定合格者中にどれほどの位置を占めたのか——一九三〇年代以降を中心として——」（『地方教育史研究』四〇、二〇一九年）二八—三三頁を参照されたい。

7 小学校教員検定委員会とは、道府県において、小学校教員検定を実施するために設置された組織であり、会長、常任委員、臨時委員

より構成された。

8 他の事例とは、京都市立美術工芸学校卒業生に対する無試験検定による小図専正免許状の授与に関する事例をさす（『小学校教員無試験検定』（京都府立京都学・歴史館所蔵、『検定及免許』請求番号大〇四—〇〇六八—〇〇一））。

9 小学校教員無試験検定標準とは、小学校教員免許状ごとに無試験検定合格のための修学歴や教職歴に関する条件を整理した道府県小学校教員検定委員会による行政内部文書である。

ところで、小学校教員無試験検定標準と小学校教員無試験検定内規の相違とは何か。前者は、京都府において、およそ一九二〇年代以前に作成されたようである。一方、後者は、およそ一九二〇年代以後に作成されたようである。では、小学校教員無試験検定標準は、いつ、いかなるきっかけにより、小学校教員無試験検定内規へと移行したのか。一九二二（大正一〇）年文部省令第三六号により、「小学校令施行規則」第二〇七条第六号「其ノ他府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者」について定めた第一一八条「府県知事ニ於テ第七七条第六号ニ該当スル者ニ小学校正教員免許状ヲ授与セントスルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ」が削除された。これに伴い、「第七七条第六号ニ依リ小学校正教員免許状ヲ授与セラレルコトニナリタル……場合ニ於テハ別記ノ調査標準ニ依」るよう定めた「小学校教員免許状授与調査標準及報告方（文部省普通学務局通牒発普三二〇号、一九二二年八月一三日）」が発せられた。こうした一連の制度改正が、小学校教員無試験検定標準から小学校教員無試験検定内規への移行と関連しているのではないかと推測される。しかし、京都府においては、すでに一九二〇（大正九）年には小学校教員無試験検定内規の存在が確認されることから、右のような推測も当たらないこととなる。してみれば、今後も史料の渉猟に努め、こうした課題の解明を目指したい。

10 京都市立美術工芸学校卒業生に対する無試験検定による小図専正

免許状の授与に関する史料は、前掲註8による。

(謝辞)

本研究は、JSPS科研費 JP19K02412の助成を受けたものである。